

平成30年8月17日

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件  
(うち半密閉式(FE式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用) 1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 4 件  
(うち電気温風機(セラミックファンヒーター) 1件、液晶テレビ2件、自転車1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 2 件  
(うち靴(スニーカー) 1件、椅子1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201700585を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

#### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当：柳川、牧野

電 話：03-3507-9204 (直通)

F A X：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800290	平成30年8月2日	平成30年8月14日	半密閉式(FE式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-2421WZ-HP-2	株式会社ノーリツ	火災	飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から10年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700585	平成29年11月16日	平成29年12月18日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	MDS-1200CT	森田電工株式会社(現 株式会社ユーイング)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、ヒーターと内部配線との接続端子部、又は内部配線間を接続する圧着スリーブで接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったと考えられるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	岐阜県	平成29年12月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800291	平成30年7月29日	平成30年8月14日	液晶テレビ	LG-32AD5	シャープ株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	平成30年8月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800292	平成30年7月18日	平成30年8月15日	自転車	Metropoli 12	サイクルヨーロッパジャパン株式会社(輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品のフロントフォークが破断し、転倒、負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月3日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A201800293	平成30年8月13日	平成30年8月15日	液晶テレビ	22LE5300	LG Electronics Japan株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800288	平成29年12月2日	平成30年8月13日	靴(スニーカー)	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品を履いて階段を上昇中、転落し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月7日
A201800289	平成30年7月23日	平成30年8月13日	椅子	重傷1名	当該製品に着座し、左から右の座面に移動をしようとしたところ、臀部を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件  
 該当案件なし

自転車（管理番号:A201800292）



液晶テレビ（管理番号:A201800293）

